

内容により、「依願による退学」と「懲戒による退学」とに区別されます。退学をすると、 学籍を喪失し、玉川大学の学生ではなくなります。

●退学の期日

原則として、「退学願」を提出した月の月末

■「退学願」の提出方法

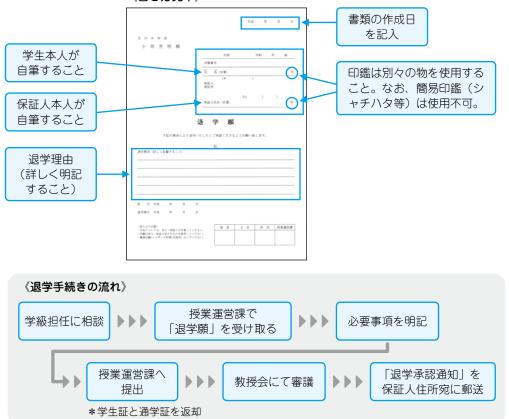
		受け取り場所	提出先	返却物	提出期限
退学	依願退学	授業運営課	授業運営課	学生証 通学証	授業運営課にて指示
	懲戒	学則第37条(p.283)参照			

*当該学期の授業料等納付金が納入されていない場合は、依願退学の手続きができません。この場合、納入期限を待って除籍となります。

●学費の取扱い

退学期日の月まで月割で学費等を徴収し、残額は承認後に返金します。

《書き方見本》



玉川大学学則

□ p.280 ~ 287